



# 博物館と学芸員養成の 現状と展望

青木 豊

# 博物館の現状 ＝混迷状態

## ■ 原因1. 平成15年6月廃止

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」  
通称 48基準

## ■ 原因2. 博物館運営者の博物館学意識の脆弱

・無資格者の配置

## 原因1

### 「公立博物館の設置及び運営に関する基準」

〔昭和48年11月30日 文部省告示第164号(平成15年6月廃止)〕

### 「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」

〔平成15年6月6日 文部科学省告示第113号〕

別記「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについて

〔昭和48年11月30日 文社社第141号 各都道府県教育委員会教育長あて  
文部省社会教育局通達(平成15年6月廃止)〕

#### 1 第1条関係

- (1)この基準は、博物館法第8条の規定に基づき、公立博物館(以下「博物館」という。)の健全な発達を図るために博物館の設置及び運営上の望ましい基準として定めたものである。
- (2)この基準は、博物館法に定める登録要件に係る審査基準でも、補助金の交付基準でもない。

<b>48基準</b>	<p>(職員)</p> <p>第12条 都道府県及び指定都市の設置する博物館には、17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、6人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする。</p>
-------------	---

<b>同上別記</b>	<p>10 第12条関係</p> <p>本条第1項の17人及び6人の職務内容別の内訳は、左の表に掲げるとおりである。</p>		
	区 分	都道府県立・ 指定都市立	市町村立
	ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者	8人	3人
	イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者	8人	3人
	ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者	1人	

<b>現行</b>	<p>(職員)</p> <p>第9条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。</p>
-----------	---

<b>48基準</b>	<p>(施設の面積)</p> <p>第5条 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)の建物の述べ面積、都道府県及び指定都市の設置する博物館にあつては、6,000平方メートルを、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館にあつては、2,000平方メートルをそれぞれ標準とする。</p> <p>2 動物園、植物園及び水族館の施設の面積は、左の表に掲げる面積を標準とする。</p>	
	博物館の種類	施 設 の 面 積
	動物園	建物の述べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積
	植物園	敷地面積 20万平方メートル
	水族館	敷地面積 4,000平方メートル

<b>同上別記</b>	<p>5 第5条関係</p> <p>(1) 本条第1項の6,000平方メートル及び2,000平方メートルの用途別面積は、左の表に掲げるとおりである。</p>		
		都道府県立・指定都市立	市 町 村 立
	展示・教育活動関係	2,500 m <sup>2</sup>	850m <sup>2</sup>
	保管・研究関係	2,500 "	850 "
	管理・その他	1,000 "	300 "
<p>(2) 総合博物館にあつては、その性格にかんがみ、本条第1項に定める面積のおよそ1.5倍程度を確保することが望ましい。</p>			



48基準	<p>(資料)</p> <p>第6条 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)は、実物又は現象に関する資料(以下「一次資料」という。)について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。</p> <p>2 動物園、植物園及び水族館は、おおむね、左の表に掲げる数の一次資料を収集し、育成し、及び展示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="607 531 1400 719"><thead><tr><th>博物館の種類</th><th>資料数</th></tr></thead><tbody><tr><td>動物園</td><td>65種325点ないし165種825点</td></tr><tr><td>植物園</td><td>1,500種6,000樹木</td></tr><tr><td>水族館</td><td>150種2,500点</td></tr></tbody></table>	博物館の種類	資料数	動物園	65種325点ないし165種825点	植物園	1,500種6,000樹木	水族館	150種2,500点
博物館の種類	資料数								
動物園	65種325点ないし165種825点								
植物園	1,500種6,000樹木								
水族館	150種2,500点								
同上別記	<p>第6条関係</p> <p>本条第2項の表に掲げる動物園、植物園及び水族館に示す「種」の収集に当っては、広い範囲にわたって比較展示ができるように生物分類学上における複数の「綱」及び「目」にわたることが望ましい。</p>								
現行	<p>3 第3条関係(資料)</p> <p>(1) 動物園、植物園及び水族館を含め博物館は、各館園の創意工夫により、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して必要な数の資料の収集、保管及び展示に努めるものとする。</p>								

# 地方分権推進委員会による第三次勧告案

## ■ 博物館法第12条第1項から3項及び第21条の廃止または条例委任 (登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があった場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 1年を通じて150日以上開館すること。

第21条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(所 管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

2010年(平成22年)4月9日 金曜日

## 博物館法の見直しは「困難」

地方分権改革推進委員会が、博物館法による登録要件の廃止か条例委任を求めている問題で、文部科学省は現行制度からの見直しは困難とする回答をした。3月末の地域主権戦略会議に報告された。

同法は博物館の登録要件として資料、学芸員その他の職員、建物及び土地などを定めている。地方分権委は、地方自治体の自主性を高める観点から見直しを勧告。だが、学術団体などから「博物館の質の低下を招く」と反対の声があがり、法を所管する文科省は「関係者の理解が得られない」ことを理由に見直しを実施しないとの判断を伝えた。



## ■ 原因2 博物館運営者の博物館学意識の脆弱さ

- ・無資格者の配置
- ・熱心で博物館学意識のある学芸員を養成できなかった。

☆文部科学省令が定める、博物館に関する科目の単位  
(法定科目)の不足

☆博物館学の体系的教授が実施されてこなかった。



〈昭和30年改正時科目〉

NO.	科目名	単位数
1	社会教育概論	1単位
2	博物館学	4単位
3	視聴覚教育	1単位
4	教育原理	1単位
5	博物館実習	3単位

(5科目10単位)

〈現行科目〉

NO.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育 メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

(8科目12単位)

〈平成24年4月施行〉

NO.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料 保存論	2単位
6	博物館展示論	2単位
7	博物館情報・ メディア論	2単位
8	博物館教育論	2単位
9	博物館実習	3単位

(9科目19単位)

# ☆博物館学の体系的教授が実施されてこなかった。

## ・博物館学の存否

学会 全日本博物館学会 展示学会

日本ミュージアム・マネジメント学会 etc

図書 博物館学事典 新旧の博物館学講座 文献目録

多数の専門著書 多数の論文 博物館学に関する論文

2008年度 約6,500

科学研究費の恒常化決定 平成23年度から

## ・学として具体的に欠ける科目

博物館学史

博物館史 { 日本博物館史  
欧米博物館史

博物館展示論

博物館資料収集論

地域博物館論

実務面のみではなく、学・理論

としての展開が重要

## ・教員の資質の向上


最近、各地の大学（六七大学）に於て、学芸員養成課程が設けられ、博物館学の講座が続々と開講され、博物館概論や博物館学という名称でその学問的探求が行われ、博物館学芸員有資格者の養成に当たっていることは、博物館界のため誠に喜ばしいことである。しかし、ここにも若干の疑問がある。即ち、その最も主要な講義の「博物館学或は概論」についてである。その教授或いは講師に、過去博物館に勤務していたという人などを迎え、その人の過去の博物館での体験を博物館学とか、博物館概論と称しているのではないか、つまり、博物館での常識を学といっている傾向があるのではないかという疑問である。常識による分析はしばしば不徹底であり、非科学的であることが少なくない。これで果たして良いものであるうか。勿論、中には優れた探求と業績をあげられている人も少なくないが、それにしては博物館学に関する研究発表の少ないことをどう説明するのであるうか。

博物館学とはそんな狭い体験やほんの片手間にできる浅薄なものであろうか。

—引用—

倉田公裕

1979 『博物館学』 東京堂出版



# 展望

- ・大学教員の資質の向上
- ・養成学芸員の資質の向上
- ・博物館学研究者の養成
- ・有資格者の採用と配置
- ・現職学芸員の博物館学知識の向上
- ・科研費申請認定博物館(機関)の確立

# 科研費申請認定博物館

## ■ 地方公共団体の設置する博物館

大分県立歴史博物館 大阪市立自然史博物館  
大阪市立博物館 神奈川県立金沢文庫  
神奈川県立近代美術館 神奈川県立生命の星・地球博物館  
神奈川県立歴史博物館 北九州市立自然史・歴史博物館  
群馬県立自然史博物館 滋賀県立琵琶湖博物館  
千葉県立中央博物館 徳島県立博物館 栃木県立美術館  
兵庫県立人と自然の博物館 北海道開拓記念館 横須賀市自然・人文博物館

## ■ 民法第34条の既定により設立された法人

(財)新潟県文化振興財団(歴史博物館)

# 國學院大學の事例

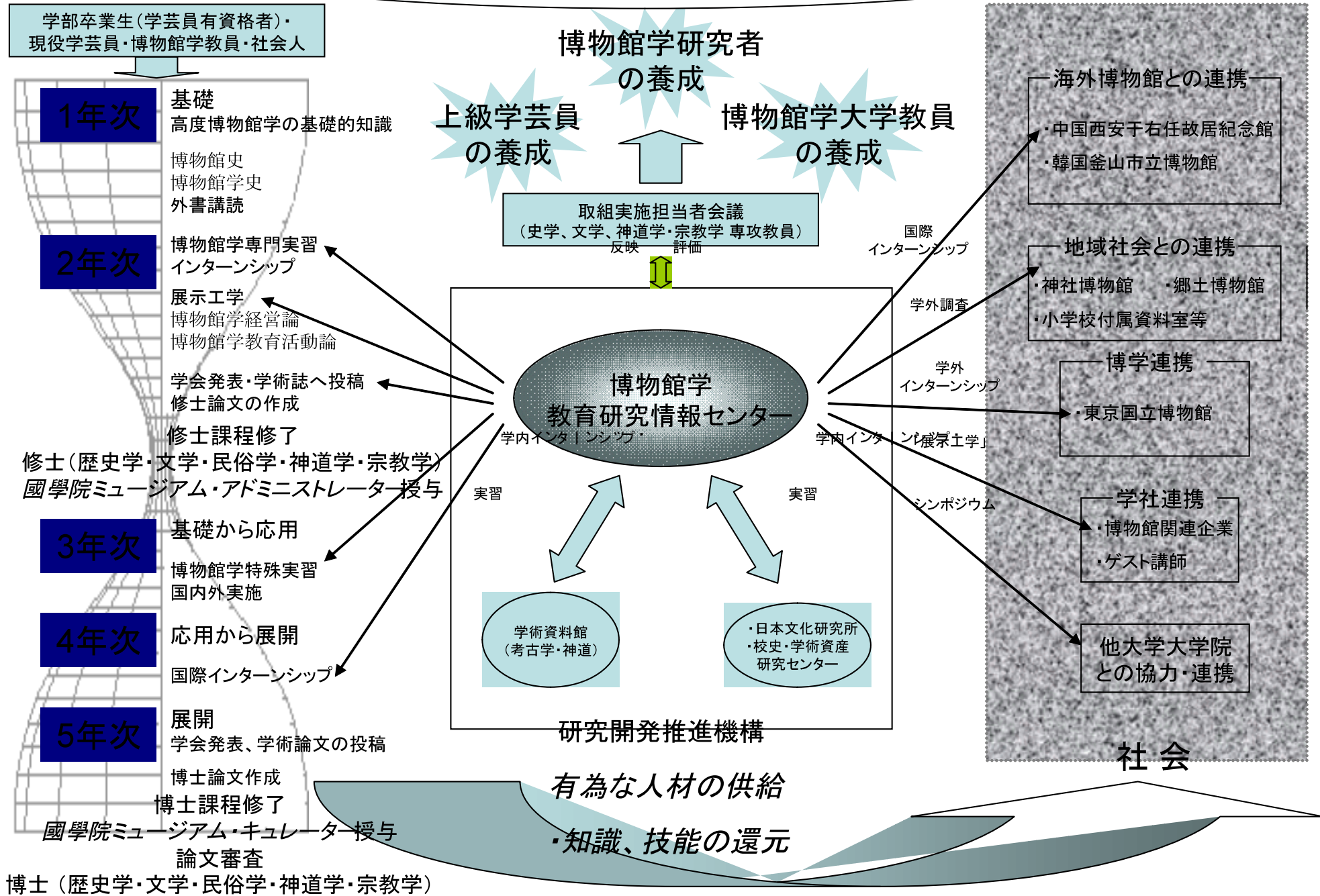
國學院大學大学院文学研究科史学専攻博物館学コース 新設

目的 博物館学に関する大学教育に携わることができる**研究教育者**、  
ならびに高度な博物館学の知識・技能を有す**上級学芸員**の養成  
を目的とする。

- 特質
- ・科目の充実
  - ・複専修制度
  - ・資格の授与(國學院大學ミュージアム・アドミニストレーター・  
國學院大學ミュージアム・キュレーター)
  - ・海外博物館との連携
  - ・海外インターンシップ(約30日間)
  - ・学内外のインターンシップ(15～30日間)
  - ・地域社会との連携
  - ・学社連携(博物館関連企業)
  - ・他大学大学院との協力・連携

# 高度博物館学教育プログラム

—体系的な知識と技能を備えた博物館学研究者と上級学芸員の養成—



## 平成22年度 大学院講座表

科目名	単位	曜日	時限	時期	備考
論文指導演習	4	月・火	4・5	通年	
資料保存展示論研究・特殊研究	4	月	6	通年	
地域博物館論研究・特殊研究	4	火	6	通年	
博物館史特論	2	木	5	後期	
博物館学史特論	2	月	7	前期	
欧米博物館史特論	2	水	2	前期	外書講読
博物館関係法規特論	2	土	2	前期	
博物館資料論特論A I (金工)	2	金	3	後期	
博物館資料論特論A II (有職)	2	金	2	前期	
博物館資料論特論B I (民俗)	2	火	3	前期	
博物館資料論特論B II (絵画)	2	土	2	後期	
博物館経営特論	2	金	6	後期	
博物館教育活動特論	2	木	5	前期	
展示工学特論	2	金	7	前期	
博物館学専門実習・ 特殊実習	4	木	6	通年	(前) 学術資料館等でのインターンシップ1 単位、夏期集中授業学外実習1単 位を含む (後) 夏期集中授業・国内外インターンシ ップ各1単位を含む